

仕 様 書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（3）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（4）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

手稲水再生プラザ屋上の自販機については回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり周囲に散乱したりしないよう、回収頻度と回収量を考慮すること。なお、手稲水再生プラザ屋上については、一般開放時期は4月下旬から11月上旬とし、冬季期間は閉鎖をしている。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 設置面積

横幅 0.4m×奥行 0.4mの範囲内とする。ただし、自販機の設置面積内に設置出来る場合はこの限りではない。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 回収ボックスの規定

ア 回収・処理は自動販売機販売商品の空容器に限ること。

イ 回収ボックス内に自販機販売商品以外の空容器・異物が混入・増加した場合、回収ボックスの撤去も含めた適切な対応を行うこと。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。なお、これらの作業については、平日 8 時 45 分～17 時 15 分の間に行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 施設管理者が必要と認める場合には、自販機の設置場所を変更すること。

3 貸付期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間とする。

なお、手稲水再生プラザ屋上については、一般開放時期は 4 月下旬から 11 月上旬とし、冬季期間は閉鎖をしている。

4 貸付料

市が設定する最低貸付価格（年額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（年額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税の相当額として、その 10% 相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、貸付期間で計算した合計額とする。

5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 5 月末日（10 月～3 月分）及び 11 月末日（4 月～9 月分）までに賃貸借契約に係る売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。
- (3) 契約に要する費用は、設置者において負担する。

9 貸付場所の返還

契約期間の満了、契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。